

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業活動を支えるあらゆるステークホルダーの利益を重要視しており、長期的、継続的また効率的な株主価値の最大化を実現する上でも、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。

企業の社会的責任については、株主のみならず、多くのステークホルダー、また直接的な利害関係者でない社会全般に対してもコーポレート・ガバナンスを基盤として会社全体で使命を共有し、事業の根幹たる「お客様を幸せにする」においてたゆまぬ付加価値創造に注力すべく、従業員に對し基本的な心構え・指針となるよう「社内規程」の整備・徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社林家族	5,600,000	28.86
林 高生	726,000	3.74
牧野 隆広	660,000	3.40
株式会社エイチーム	580,020	2.99
加藤 厚史	470,000	2.42
エイチーム従業員持株会	334,100	1.72
グリー株式会社	290,400	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	281,800	1.45
みずほ証券株式会社	235,000	1.21
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	234,339	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加藤淳也	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤淳也	○	——	一般株主と利益相反を生ずるような利害関係がなく、知的財産権、情報化社会におけるコンプライアンス等において幅広い知識を有することから、法律の専門家として、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しているため、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名(うち社外監査役2名、本書提出日現在)であり取締役会に出席しております。

なお、常勤監査役については取締役会以外の重要会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

会計監査人ととも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。

今後も監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立していく所存であります。

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が行っております。

内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 一雄	公認会計士													
田嶋 好博	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 一雄	○	e. 有限会社オーナーワンコンサルティングの代表取締役を兼任しております。 h. 会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2年間の役員報酬の1.2倍又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	公認会計士としての豊富な経験と見識を有することから、財務・経理・税務・内部統制等において専門的見地から経営の監視や適切な助言をいただくなど、社外監査役としての監査機能を十分に発揮しています。 上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外監査役に選任しました。
田嶋 好博		d. 表示灯株式会社監査役、岐建株式会社監査役および株式会社ヨシタケ監査役を兼任しております。 h. 会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2年間の役員報酬の1.2倍又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	弁護士としての豊富な経験と見識を有することから、会社法・コード・ガバナンス等において専門的見地から経営の監視や適切な助言をいただくなど、社外監査役としての監査機能を十分に発揮しています。 同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したので、取締役会は同氏を引き続き社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

業績運動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

対象取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、従業員、親会社の取締役、親会社の執行役、親会社の従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。
また報酬額につきましては、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて報酬の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役および社外監査役の実効性を確保するため、監査役と会計監査人、内部監査室との連携体制を確保しております。社内監査役1名(常勤監査役)は、内部監査室と共同で監査結果および社内状況の共有に関する調整を行っております。

また、社外監査役に対して取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達の他、業務に必要な情報の収集や資料の提供等は管理部が窓口となって行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

1. 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。取締役会は6名(うち社外取締役1名、本書提出日現在)の取締役で構成されており、監査役出席の下、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では原則として定期取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

2. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名(うち社外監査役2名、本書提出日現在)であり取締役会に出席しております。
なお、常勤監査役については取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。会計監査人とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。今後も監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立していく所存であります。

3. 経営会議

当社の経営会議は、取締役、常勤監査役、執行役員、部長・室長及び子会社代表取締役で構成されております。
経営会議は原則として月2回開催し、各事業の進捗状況の報告、リスクの認識及び対策についての検討、業務に関する協議を行っており、これらは必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。

4. 内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が行っております。内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門及び被監査子会社に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。
また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

5. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成27年7月期における当社の監査体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 鈴木晴久
指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 加藤克彦

継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名
その他 9名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由[更新](#)

当社の監査役3名は社外監査役2名、社内監査役1名(常勤監査役)で構成されており、経営者に対する監査機能を充実させることにより、経営の健全性及び透明性を確保しております。2名の社外監査役に関しては、弁護士、公認会計士という立場から、専門的かつ客観的な観点から経営全般に適切な監査を実施できる体制を構築しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強固にし、経営力向上のため、新たに多様な経験や見識に基づく独立した立場からの助言及び監督機能を有する社外取締役を1名選任しております。

さらに、原則として月1回開催する取締役会に加え、業務執行に関する重要会議にも出席するなど、取締役の意思決定及び業務執行の状況を日常的に監査できる体制にあるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	会社法に基づく電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	外国人株式保有比率が15%を超えた時点で、取り組んでまいりたいと存じます。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株式保有比率が15%を超えた時点で、取り組んでまいりたいと存じます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、自社ホームページへの掲載を行ってまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向け説明会の開催し、代表取締役社長自ら説明を行っております。 今後とも引き続き取り組んでまいりたいと存じます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後に代表取締役社長自らアナリスト・機関投資家への訪問・説明を行っております。 今後とも引き続き取り組んでまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、証券会社主催のカンファレンスに出席、あるいは個別訪問の形で取り組んでまいりたいと存じます。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、決算短信並びに適時開示を行ってまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室に専任担当者を設置し、社長室長がIR責任者として対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの信頼を得て事業活動を展開していくために、企業の社会的責任を果たし、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	四半期に一度、従業員の人数に比例した募金活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会等およびホームページにおける情報の掲載を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めています。この方針は、平成20年2月15日に取締役会にて制定し、平成23年9月14日及び平成25年9月13日及び平成27年9月11日の取締役会において、リスク管理体制について見直しを行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社は、全役員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めています。
- B) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
- C) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- B) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。
- C) 各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- A) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社管理部が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行っております。
- B) 当社内部監査室は業務の適正性に関する子会社の監査を行っております。
- C) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図っております。
- D) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めています。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得ることとしております。また、原則月2回開催される当社グループの取締役を含む経営幹部が参加する経営会議においても子会社より報告を受けております。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 関係会社管理規程等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを見定めています。
- B) 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築しております。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定めております。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施しております。
- B) 内部通報窓口を管理部、内部監査室、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図っております。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制に関する事項

- A) 当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、補助するための使用者を置くこととしております。これらの使用者は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出することとなっております。
- B) これら使用者は、他役職を兼務することを防げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処しております。

11. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- A) 使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関する取締役及び他の使用者等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならぬことを定めています。
- B) 当該使用者の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制としております。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A) 監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席することができます。
- B) 監査役には裏譲書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその使用者に対し直接求めることができます。

13. 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの人から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

- A) 子会社の取締役等及び使用者は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。
- B) 子会社の取締役等及び使用者は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告しております。

14. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用者に周知徹底しております。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A)監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長と協議のうえ、特定の事項について内部監査室に調査を求めるすることができます。また、監査役は、管理部に対しても、隨時必要に応じて監査への協力を求めるることができます。
- B)監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレート・ガバナンスの観点からも不可欠と考えております。

したがいまして、当社は、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。

また、会社の業務上必要な情報の取り扱いおよび管理に関する事項について、内部者取引管理規程を制定し、公正かつ適時・適切な情報開示体制を構築しております。